

第 2 7 回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第27回定例会 令和7年6月27日

開会 9時30分 閉会 11時45分

出席委員
(22名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 倉嶋 慶和
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 白石 文生
11 田口 千秋	推進 大塚 和信
12 比田井 尚良	
13 田中 章	

欠席委員

推進 伊藤 茂

議事録署名委員

7 小宮山 信幸 8 保科 正行

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐々木 大輔
事務局 鈴木 優
事務局 福川 佳菜子
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

第3回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2 階 大会議室

事務局 皆様、おはようございます。これから第 27 回農業委員会定例総会を始めたいと思います。本日は伊藤委員が体調不良によりお休みになります。小諸市との交流会に参加される方は長丁場ですが、1 日よろしくお願いします。それでは、開会を会長代理の方からお願いします。

船田代理 今日大変暑くなるような状況です。1 日ということで、大変御苦勞様です。農作業も大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。ただいまより、第 27 回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続いて、会長から挨拶をいただき、その後、議事録署名委員の指名と議事へと進めていただければと思います。

会長 改めまして、皆さんおはようございます。暑い日ですので、十分体には気をつけていただくということと、それから今日の会議は、午後に小諸市との交流会がありますので全員の皆さんのご協力をよろしくお願いします。会議報告ですが、火のアートフェスティバルにて焼き芋をやるという話が大体まとまりましたので、6 月 2 日にサツマイモの苗 500 本を北御牧地区の農業委員の皆さんが主体になっていただいて、事務局と一緒に定植をしました。一部はこの暑さと梅雨との関係で、苗が付きませんでした。ご承知おき願いたいと思います。2 日の夜は第 2 回まちづくり審議会がありました。3 日は市町村農業委員会会長、事務局長合同会議があり、4 日は火のアートフェスティバル実行委員会、5 日は上小農業委員会協議会定例総会がありました。14 日はアレチウリ駆除研修会の予定でしたが、雨で中止になりました。20 日には長野県農業会議第 10 回通常総会が松本で行われ、それぞれの地区の農業委員が全員集まったということです。それから明後日、月曜日は農業再生協議会総会が行われます。以上、会議報告とさせていただきます。

早速、議案に入らせていただきます。本日の議事録署名は、7 番小宮山委員と 8 番保科委員によりよろしくお願いします。

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請について、案件が 2 件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番他○○筆、図面は、1 ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲

受人は、〇〇の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業をしないため譲り渡すものです。譲受人はすでに耕作しており、正式に譲り受けるものです。申請地ではジャガイモ、サツマイモなどを栽培しています。譲受人自宅から徒歩〇〇分と近いと判断しました。

3-2 〇〇番他〇〇筆、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど〇〇にある農地です。譲渡人は、〇〇の方です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、農業をしないため譲り渡すものです。譲受人は空き家に付随する農地として、譲り受けるものです。申請地ではネギ、ニンニク等を栽培予定です。住所は〇〇ですが、空き家取得後は移住し農業をする予定です。農業経験について、〇〇で農地を借りて耕作していたとのことです。譲受人自宅予定地に隣接しており、問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件から上原敦夫委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員 それではご説明します。地図は1ページをご覧ください。場所は〇〇にあります〇〇の〇〇です。譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇、譲受人は〇〇の〇〇です。〇〇は土地を譲り受けましたが、農業をやらないので〇〇に譲り渡すということです。〇〇は、以前からこの農地を借りてサツマイモ等の自家用野菜を作っていて、譲り受けた後も引き続き、自家用野菜を作る予定です。〇〇、〇〇で土地を使うということです。別に問題はないと思いますが、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 お願いします。資料2ページの地図で、〇〇から〇〇の道から下ったところの空き家になっている家と、それに付随する農地です。〇〇から、詳しい資料をいただきましたが、譲り渡す方は、もともと〇〇の出身の方で〇〇が亡くなって相続をしましたが、〇〇には戻れない

ということで、〇〇等に登録をしてあったそうです。譲り受ける〇〇は、〇〇に〇〇と住んでいらっしやいましたが、〇〇の家の農地を返すことになってしまい、農業がしたいので探していたら、ここの〇〇の土地に行き着いたということのようです。〇〇は〇〇で修理をやっている方で、〇〇は〇〇出身の方ですが、農業の経験がかなりあるということです。まだ〇〇人とも若いですし、これからも農地を維持しながら、〇〇人で〇〇に住まわれるとのこと。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号２の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 〇〇の農地ということで、こちらに来て家庭菜園をやるということですが、この農地の面積が約〇〇平方メートルでかなり広いです。家庭菜園にしては広すぎる位の農地ですが、農業のやる気は今のお話で感じられてはいますが、農機具等があつてこれだけの面積を本当に出来るのかどうかということを確認したいと思います。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 譲受人の方の農機具の所有状況ですが、もともと〇〇でもやっていたので、軽トラ、トラクターを所有しています。また、わからないことについては、〇〇に聞きたいと言っていますので耕作は問題ないかと思えます。

議長（会長） よろしいですか。

杉田委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、採決に入りたいと思います。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定といたします。続きまして、第２号議案に入ります。農地法第５条の規定による許可申請について、今月は案件が７件、計画変更が１件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について説明します。

5-1 ○○番、資料は3ページ、4ページです。所有権移転になります。場所は○○の○○付近にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は○○の○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は、○○が○○から少し離れた駐車場を利用していることを危惧しており、○○に隣接する当該地へ駐車場設置を計画し、譲渡人はその申出に応じたものです。第3種農地のため、転用は可能と判断しました。

5-2 ○○番、資料は5ページ、6ページです。所有権移転です。○○年○○月○○日農振除外済み地になります。場所は○○から○○メートル○○にある農地です。住宅の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、○○の社宅に住んでいますが、申請地を譲り受け住宅とするものです。住宅敷地への接道は、当該地南部の山林○○筆を整地する予定です。第2種農地ですが、代替性がないことから、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 ○○番他○○筆、資料は7ページから9ページです。所有権移転です。場所は○○、○○から○○メートル○○にある農地です。太陽光発電施設の申請です。譲受人は○○の○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は、太陽光パネルを○○枚設置し、発電施設を建設する計画です。第3種農地のため、転用は可能と判断しました。

5-4 ○○番、資料は10ページ、11ページです。使用貸借になります。○○より○○メートル○○にある農地です。住宅の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方で、関係は○○になります。譲受人は○○の農業を継ぐため、○○である譲渡人の農地の一部を借り受け、住宅を建設する計画です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-5 ○○番、資料は12ページ、13ページです。所有権移転になります。場所は○○から○○メートル○○にある農地です。通路、倉庫、木材置き場の申請です。譲受人、譲渡人ともに、○○の方です。譲受人は、○○年以上前に譲渡人から土地を借り耕作をしており、時期は不明ですが自宅への進入路、農機具倉庫を建て現在に至っています。この度、正規の手続きをし、所有権を移転することから申請があったものです。第2種農地ですが、代替性がないことから、転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 ○○番、資料は14ページ、15ページです。使用貸借になります。場所は、○○から○○メートル○○にある農地です。駐車場、倉庫の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方で、関係は○○です。譲受人は、申請地東の土地に居住しており、駐車スペースが確保されていないことや、自転車等生活用品の倉庫を設置したく、○○である譲渡人と使用貸借契約を結び、転用する計画です。第1種農地

ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5－7、計画変更1 ○○番他○○筆、資料は14ページと16ページになります。所有権移転です。関連があるため、計画変更含め一括で説明します。場所は、○○から○○メートル○○にある農地です。計画変更申請で、住宅、アトリエ、物置から住宅への変更です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。当初は○○年○○月に住宅、アトリエ、物置敷地として許可を受けたのですが、自身の業務や、親族の看病をする必要が出来たことから、先送りになりました。○○年経過し、業務が落ち着いたことから現地を確認に来たところ、近隣の方から購入希望者がいるとのことで、その方に譲り渡すものです。第1種農地ですが、集落に接続していること、また、未転用のまま放置することは好ましくないと考えられることから、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、小野委員より説明をお願いします。

小野委員

ご説明します。○○は○○から下った○○から来るのは遠く、○○のカーブを曲がったすぐのところに横断歩道がありますが、非常に渡るのが危険だというのは前から感じていたところです。○○の裏に○○が農機具を入れてある倉庫を所有し車○○台位置けるので、この場所を駐車場にするという申請です。ほとんど農機具に至っても使っていないような状態で、有効活用を全くされていなかった土地ですから、安全面でも駐車場にすることで、いいと思っています。ご了承いただきたいと思います。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま○○の駐車場ということで、説明がありました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

それではよろしくをお願いします。資料は5ページ、6ページになります。場所は○○沿い少し○○側に行ったところですが、資料を見て

いただくと〇〇番を分筆した移住の関係の案件になります。譲渡人は近くの〇〇、譲受人は〇〇の〇〇です。分筆面積は〇〇平方メートルで真四角に分筆して住宅用にするということです。〇〇に〇〇が走っていますが、そこの地目は山林、現状は竹やぶになっていますが、そこを住宅の通用路として譲り渡されるということです。〇〇番は同じく〇〇の所有で、もう〇〇筆は〇〇の土地があり、そこを一部分筆して道路のために取引されるということです。〇〇にお聞きしたところ、〇〇番は〇〇に農地のまま譲り渡す予定らしいです。ご審議の方よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 教えてください。宅地に申請ですが、取り付け道路がなくても宅地の申請は可能ですか。今、竹やぶを造成して、道路にしますという話でしたが、その申請書類が提出されてない以上は、ここの住宅申請の土地の部分に接道部分はどう申請するのでしょうか。

議長（会長） 接道部分について、事務局お願いします。

事務局 山林のところを進入路にする件ですが、住宅としての申請は、建設課住宅係になりますがまだされていません。今回のこの農地転用の申請にあたって、この山林部分を接道として取る予定ということで、転用の方も問題ないと建設課で判断されていますので、特段問題ないかと思います。

議長（会長） 今の説明で五十嵐委員いいですか。

五十嵐委員 農地を転用して宅地にするわけですが、接道はないがこれを接道にする予定ですということで、宅地申請は成り立つのですね。

事務局 少なくとも転用の時点では成り立ちます。住宅の方で接道の申請を県に直接、建築確認の申請が行くケースと、道路の幅員証明ということで、市の建設課に申請をする2パターンありますが、転用に当然ないかと、住宅の確認申請も同時進行にはなりません。接道の関係については、予定の段階で転用の申請は受け付けます。その後、それと同時進行で道路の道路幅の関係などを県、市の方で確認していく流れになります。

五十嵐委員 要は宅地申請をして宅地に今回承認されると農地転用になります
が、接道を造らなければ宅地転用のまま、畑のままであって建物は建
たないのですね。宅地転用した土地だから当然のことながら宅地課税
になっていくと、1年以内とか6ヶ月以内に申請しなければならない
という縛りはありますか。

議長（会長） 条件付きで建てた場合の建物の位置付けですね。

五十嵐委員 土地を取得して、農地を宅地として申請し取得しました。家を建て
るまでに6ヶ月後に東御市に進捗の報告書を提出しますが、この場合
は、家が建たないわけだから進捗の報告書は提出しようがないと思
いますが、いいのでしょうか。

事務局 五十嵐委員のおっしゃるその6ヶ月というのはその転用許可後の進
捗の報告の話ですよ。道路の関係については農地転用と同時に、建
設課、県の方に申請していく予定なので、ここで承認していただけれ
ば、来月中には農地転用の許可になり、それと同時に、確認申請等も
行う予定です。その6ヶ月後、もしくは1年後の進捗の報告について
は、通常の住宅と同じようになると思います。

補足ですが、ごくたまに出来ない方は、中にはいらっしゃいます。
建築しようと思っていたら、家を建てるメーカーさんが潰れて建てら
れない、そういう場合もあります。6ヶ月後に、報告は0パーセント
いわゆる着手出来ませんという理由を付して、報告はしてもらって
います。罰則はありませんが、状況的にはそのようになってしまうこと
は中にはあるということで承知していただければと思います。

議長（会長） 五十嵐委員、いいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号2の
案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定といたします。
続きまして、番号3の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願
いします。

五十嵐委員

当該地は〇〇から〇〇メートル位離れていますが、〇〇の〇〇は大きな太陽光発電所で発電が開始されていますし、当該地の〇〇はすでにもう太陽光発電のプラントが稼働しているようなところです。〇〇の初めの頃に、〇〇が亡くなって〇〇が相続しています。〇〇は、綺麗に農地として保っていた場所です。取り付いている道路は軽トラックが1台通れるかどうかの道路で舗装されていないため、頻繁に行って何かをやるということは、なかなか出来づらいところです。自家用野菜を作られたりして、トラクターで綺麗にして荒れている畑ではない場所です。今回の場所が小高い丘でずっと〇〇が、斜面になっているところなんです。この太陽光発電の説明会を〇〇の中で催された時に、参加させていただきましたが、周りの〇〇が心配しているのは、道路事情がよくないので、建設資材、大きなトラックが入った時に道路が破損するのではないかという懸念を持たれていました。基本的には建設資材は、運び入れることは出来ないで、上の方に大きな道が空いていますので、そこから畑を一時転用して機材を運び込む予定にしています。まだその一時転用の許可申請は出ていませんが、その予定で〇〇とは話が付いているという説明でした。斜面ですので、豪雨の時に水が出るということを一番心配されてました。〇〇にある〇〇は、元は〇〇で太陽光発電に軸足を移して商売をしている会社で、幾つも手がけてきてそこのノウハウを基にして雨水が外へ出ないようにし、9ページの斜線になっているところが、浸透池に雨水が溜まって他に流れていかないようにしています。下の方は他の田んぼに水が出て行かないようにすること、周りは全部、柵を造って進入防止を図るということです。近接の〇〇は承諾をしています。〇〇としても、いいのではないかといい見解になっています。そのようなことから、別段問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。五十嵐委員自身が、説明会に出られた内容を報告いただきました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、白石委員より説明をお願いします。

白石委員

資料は10ページ、11ページです。土地は〇〇の〇〇に隣接する〇〇又路の一角になります。場所的には住宅の中の農地です。所有者は〇

〇歳を超えていますが、農業はされています。跡取りの夫婦が〇〇に住んでいますが、農地の管理をするということで、この土地を借り受けてそれで住宅を建設するということです。特に問題ないと思いますが、よろしくご審議お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号4につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員 ご説明申し上げます。冒頭の事務局の説明のとおりですが、資料は12ページ、13ページをご覧ください。〇〇を〇〇しまして、〇〇の集落内です。当該地の譲受人は〇〇で、〇〇の代から〇〇年ほど借り受けていましたが、ここで正式に購入したいということです。当地につきましては、通路として使用し、また暖炉用の木材置き場として使用し物置倉庫があるので、今回の5条申請に至りました。特段問題ないと思われませんが、ご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。出席者全員と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして、山田委員より説明をお願いします。

山田委員 それではご説明申し上げますが、よろしく申し上げます。図面は14ページ、15ページです。事務局の説明のとおりではありますが、〇〇名義の畑を借り受けて、駐車場と倉庫を造りたいというのが今回の計画です。場所は図面にもあるとおり、すぐ近くには〇〇、若干離れたところに〇〇があるところで、〇〇以外はほぼ山林状態、〇〇には畑等が広がっていて〇〇は住宅地といった状況の場所になります。今回の申請によって周辺に与える懸念点といったようなものは特に見当たりませんので、特段問題はないかと思われしますので、ご審議の方

よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号6の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、計画変更1、番号7の案件につきましては関連がありますので、山田委員より続けて説明をお願いします。

山田委員 それでは引き続きになりますけれども、よろしくお願いします。図面は14ページと16ページです。冒頭、事務局からの説明がありましたとおり、事の発端は〇〇年ということです。その段階で申請が上がって、それが許可を受け諸々あって〇〇年実行されずに今に至って、ここで計画の変更がされるといったような状況のものになります。譲渡人の〇〇は〇〇をやられているということで、当初アトリエ兼住宅を予定していましたが、諸々の事情で建てることが出来ずに、長い間そのままにしていたのですが、今回、譲受人の〇〇にお譲りすることになりました。この〇〇は〇〇に勤務され〇〇のお仕事をされている方で、ゆくゆくはこちらの方に移住をしたいと希望し、今回の流れに至ったとのこと。場所は〇〇と〇〇の境で、〇〇からほど近いところですが、比較的小高い場所で非常に眺めがよさそうな場所です。周辺にはやはり移住されて住まわれている方が、数件あるような環境になります。本申請でもって周辺に与える懸念点というようなものは特段ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま計画変更1、番号7を続けてご説明いただきました。採決につきましてはそれぞれ取りますが、ご質問ご意見ある方は、挙手の上発言をお願いします。

倉嶋委員 今回、計画変更ということですが、〇〇年ほど前に転用の許可を受けている土地ということですが、当時は住宅兼アトリエ兼物置ということで、結構大規模な転用だったかと思われます。今回、建築面積が〇〇平方メートル、これに対して所要面積が〇〇平方メートル、〇〇反歩近いものを計画変更ということですが、私が知っている限りだと、農家住宅の転用で500平方メートルという基準であったかと思

います。色々なものを建てるので、広く転用許可を受けたと思われますが、今回、この〇〇平方メートルのものを建てるために計画変更を認めるということになると、転用許可後の段階で大きく面積を取るために大きな計画を立てておいて、将来、計画変更を出せば5条転用が可能であるようになってしまうかと危惧するところですが、そこに関してはどうでしょうか。

議長（会長） 転用の面積について、事務局お願いします。

事務局 倉嶋委員がおっしゃられたように、以前は農家住宅であれば、500平方メートルを超えてもいいというものがありましたが、現在は基準がなくなり、500平方メートルは目安程度の取扱いです。今回の計画変更については確かにおっしゃるとおり、〇〇平方メートル近いところに、〇〇平方メートル程度の住宅を建てるということ、あとは花壇、家庭菜園、駐車スペースとお庭という計画で、住宅だけを建てるには広いということはありません。実際は、〇〇年の許可から〇〇年も経過しており、そのまま転用がされずに放置されるよりは、住宅敷地として転用はやむを得ないという判断です。

議長（会長） 倉嶋委員、今の説明でご理解いただけましたか。

倉嶋委員 やはり〇〇平方メートルに対して〇〇平方メートルというのは広過ぎるという部分があるので、本来であれば計画変更ではなくて、農地に戻してそこからもう一度、許可を受けるのが本来ではないかというような気がします。またご検討をお願いします。

事務局 おっしゃられるとおりです。申請が上がってきた段階で書類を見させていただいた時に、ただ単純に〇〇平方メートルの建物に対してその他の周りに何もしないそんな計画が上がってくると、半分は建物の敷地で半分は農地の敷地にしましょうという手立てをするかもしれませんが、今回の申請が上がってきた時に、その他の利用計画がしっかりしていました。全部を宅地にすると課税が高くなりますが、今回は本人も承知の上で、〇〇平方メートルを全部転用し、その中で駐車場、家庭菜園といった利用計画が具体化されていたので、〇〇年の経過も含めていいであろうという判断を下しています。その計画自体が具体的になっていない段階では、やはり許可を出せないというところはあると思いますが、今回の案件については判断していただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） 倉嶋委員、今の説明でご理解いただけましたでしょうか。

倉嶋委員 はい。

五十嵐委員 500平方メートルを境にしようという数値は東御市の話で、上田市では違うのでしょうか。それとも、日本全国どこに行っても500という数字なのでしょうか。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 結論から言って市町村によって判断は違うと思われます。先ほどのご説明の中で申し上げましたが、あくまでも目安です。そして東御市は500平方メートルを基準としていますが、今月の別の案件で〇〇平方メートルの転用のように、500平方メートルを超えたから転用出来ないというものではないです。東御市はそういう判断をしてきています。他の市町村もおそらく500平方メートルを目安にしていますが、超えるものについては県の許可が下りないというわけではないです。

五十嵐委員 500平方メートルという数値が出てきた根拠を教えてください。

事務局 農家住宅が500平方メートルを超えてもいいということがありましたが、その時の名残で農家住宅は1,000平方メートルまで、一般住宅は500平方メートルまでというルールがあったので、今も500平方メートルを基準にしているものになります。

議長（会長） 五十嵐委員、よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他によろしいですか。ないようですので、まず、計画変更1から採決に入りたいと思います。計画変更1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（多数挙手） 多数賛成ということで、許可とします。続きまして、番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 出席者全員と認め、決定いたします。ただいまより休憩します。

休憩

議長（会長） 再開します。それでは第3号議案に入ります。農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積等促進計画6月分について説明します。資料の4ページが、地域計画内の中間管理事業を使った利用権設定です。11件、22筆、合計39,525平方メートルです。資料の5ページが、地域計画外の中間管理事業を使った利用権設定です。2件、4筆、合計1,989平方メートルです。全体の合計は13件、26筆、合計41,514平方メートルです。今回は中間管理を通した所有権移転と権利移転はありません。よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、ご質問ご意見あればお受けしたいと思います。挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員 お聞きします。4ページの10番、5ページの2番は、いずれも果樹園だと思いますが、10アール当たりの借賃が〇〇ですが、〇〇年で借賃〇〇円ということは物納で取引しているということですか。それとも他に何かありますか。

議長（会長） 事務局から説明をお願いします。

事務局 使用貸借権の10アール当たりの借賃が〇〇円につきましては、特に物納をされているわけではなく、〇〇でも農地を維持して欲しいということです。

議長（会長） 小宮山委員、ただいまの説明でよろしいですか。

小宮山委員 はい。了解です。

議長（会長） 他にありませんか。

白石委員 農用地利用集積等促進計画で、この表についてお聞きしたいのですが、分け方とすると地域計画内と2件の地域計画外は、地域計画のことですよね。地図上では地域計画の中に載ってなかった部分は、例え

ば5ページの部分で、これがこれから新たに地域計画の中に追加されていくというような話になるのですか。農用地利用集積等促進計画は1つは全く同じ内容であります。表で分けてあるのはやはりこれからの地域計画を利用するやり方は、例えば、国の補助事業であったり、或いは、他のいろいろな国の施策に関わる部分で、利用されることが多いからわざわざこう分けましょうという意図を持って、この表が作られているのですか。

議長（会長）

事務局から説明します。

事務局

白石委員がおっしゃられたとおりです。昨年、一昨年ぐらいから農水省が地域計画を作るようにと言われる中で、皆さんにもご協力いただいて、令和7年3月31日で地域計画を策定することが、一旦出来ました。この地域計画が色々なものへ法律的に結び付けました。中間管理もそうですし、いろいろな国の補助金、農家が使うトラクターを買うことも、地域計画に位置付けられた農業者という言い方もします。以前は認定農業者という言われ方をして対象者を絞っていましたが、今は認定農業者、かつ、地域計画に位置付けられたもの、あるものについては地域計画に位置付けられたもの、農業振興地域整備計画でいわゆる青字と呼ばれるもの、あるものは地域計画の中にある青字なのか、地域計画外にある青字なのか、色々と地域計画が上位の計画になってきてしまっていることが事実です。今回のこの中間管理の農用地利用集積等促進計画においても、これはもう制度として地域計画内と地域計画外で分けなさいというようになっているので、分けさせていただいています。ただ、利用目的に関しては同じなので、利用する方も農業者で同じです。今後どうなるのかというところですが、地域計画外の今回でいくと〇〇筆は地域計画を今度見直す中で、これで〇〇年、〇〇年の期間が結ばれたので、また11月頃に皆さんと各地区でお話し合いをさせていただきます。その中で利用権が出てきたものを地域計画内に入れ込むかどうかなど、そういう話をまた出来ればと思っています。ただ、区域を皆さんと話し合いの中で設定をしたその地域計画内については、地域計画内の線の隣ぐらいは住宅が迫っていて、いわゆる転用をするかもしれないというところは、囲ってないです。農地としては利用されています。今度、農転する場合も地域計画内だと農転はすぐに出来ません。転用の前に地域計画の話し合いをして地域計画外に外すという作業が出てくるので、今、地域計画があることでいろいろな法律が変わってきています。また色々な場面で地域計画の推進委員会の中でも話をさせていただきますし、こういっ

た質問の中でも話をさせていただきます。法律が変わってきているということを承知していただいて、白石委員の質問の中で話をさせていただきました。そこも承知いただきながら、また地域計画の話し合いに参加していただければと思っています。

議長（会長） よろしいですか。

白石委員 はい。

議長（会長） 第3号議案、農用地利用集積等促進計画について採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。出席者全員と認め、決定いたします。次に第3回農業経営改善計画認定意見聴取に入ります。今回は更新が5件ありますので事務局より説明をお願いします。

事務局 第3回農業経営改善計画認定審査会議案をご確認ください。本日は5件の更新申請があります。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、酪農となります。目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は〇〇時間で目標は〇〇時間になります。主たる従事者が〇〇人のため、1人あたり年間所得が現状、〇〇円、目標が〇〇円、年間労働時間が現状〇〇時間、目標が〇〇時間となります。生産について、育成牛、搾乳牛、飼料作物を生産しており、目標に向けて搾乳牛を規模拡大していくことで生産量を増やしていきます。（2）農畜産物の加工・販売その他の関連附帯事業については、堆肥の生産販売、和牛子牛の販売があり目標に向けて売り上げを伸ばしていきます。続いて（3）農用地及び農業生産施設については、〇〇に所有地、借入地があり〇〇アールとなります。イ農業生産施設は家畜飼育舎、堆肥舎、機械格納庫を所有しています。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、自給飼料（牧草）の生産に取り組んでいます。飼料が高騰しているため、今後も生産に取り組み飼料費の削減につなげていきます。また、飼料生産の中で畜産の堆肥を活用し、化学肥料の使用量を減らしていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、〇〇の会計ソフトを活用して確定申告を実施しています。今後も健全な経営を目指していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、酪農ヘルパーを月に〇〇回活用しています。

今後は、酪農ヘルパーの回数を増やし作業時間の削減を目指していきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、臨時雇用を確保していく予定です。次のページに進みまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、肥料散布機を〇〇台確保する予定です。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇が〇〇、〇〇事業所が〇〇番地です。営農類型は、肉用牛で目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人のため、それぞれ年間所得は現状、〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は現状、〇〇時間で目標は〇〇時間となります。生産について、肥育牛、繁殖牛を生産しています。目標に向け、それぞれ頭数を増やします。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業については有機肥料があり、需要も高まっていくことから売り上げが伸びていく予定です。次のページに行きまして、(3) 農用地及び農業生産施設については、現状、農用地が〇〇アールあり、自家飼料の生産量を増やしていくことから面積が増え目標は〇〇アールです。イ農業生産施設は〇〇と〇〇にそれぞれ家畜舎、堆肥舎、機械格納庫、作業棟があります。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、自家生産牛の増大、自家飼料の拡大を目指します。また、〇〇認定農場指定の更新、長野県SDGs推進企業は登録済みとなっていますので引き続き更新していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、農畜産物の都市住民への販路拡大を図っていきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、自家生産牛の増大により人手の確保が必要となります。そのため、外国人労働者の活用による労働力の確保を目指していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、地域循環型農業の拡大、荒廃農地対策に取り組んでいきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、規模拡大により臨時雇用を増やしていきます。次のページに行きまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、特にありません。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は果樹類で目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は現状、〇〇時間、目標は〇〇時間となります。主たる従事者の人数は〇〇人のため、それぞれ年間所得は現状、〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は現状、〇〇時間で目標は〇〇時間となります。生産について、ブドウ、リンゴ、水稻を栽培しており目標に向けてブドウの作付面積を増やして生産量も増やしてい

く予定です。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連附帯事業については、ジュース、ジャムの販売と目標に向けて、建設を予定しているスイーツ提供施設による売り上げを計画しています。(3) 農用地及び農業生産施設については、所有地、借入地を共に増やしていく予定となっています。イ農業生産施設については、雨よけハウス、トンネルメッシュ、イチゴハウスを所有しておりトンネルメッシュ、イチゴハウスを取得予定です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現在、雹害と病害のリスクが高い露地栽培からリスク軽減と収量の安定化を図れるトンネルメッシュの導入を進めており、今後も進めていきます。また目標に向けて、作業量の季節平準化とスイーツの加工提供を行い、作物の多角化を図り、イチゴ、桃、洋梨を取り入れます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、現状は、〇〇の役割分担が出来てきており、主要スタッフも栽培面で自主的に進めることができるようになってきています。今後は増えるスタッフとともに作物別の栽培管理責任体制を整備していきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、安定的な労働力確保のため就業規則を整備し、通年雇用者を〇〇人雇い入れました。目標に向けて、規模拡大をしていくため通年雇用者を増やすとともに繁忙期の期間雇用者を確保していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、公庫融資を活用し農地取得を行い規模拡大するとともに、自園産や近隣農家のフルーツを受け入れ、スイーツ加工と提供を行える施設を整備します。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、目標に向け常時雇用、臨時雇用を増やしていく計画です。次のページ進みまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はスピードスプレイヤー、乗用モア、トンネルメッシュ、イチゴハウスを取得しました。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は稲作、露地野菜、薬用作物の複合経営となり目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人のため、それぞれ年間所得は現状、〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は現状、〇〇時間で目標は〇〇時間となります。生産について、水稻、センブリ、薬用人参などを栽培しています。目標に向けて、薬用人参の生産量を減らし、水稻、トウモロコシの生産を増やしていく予定です。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業はありません。(3) 農用地及び農業生産施設については、農用地は〇〇アールで目標は〇〇アールとなります。イ農業生産施設は、特にありません。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現在、水

稲の農地は比較的集積出来ているため、将来的に確保していく農地についても集約、集積することで効率的な農業を目指していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、簿記記帳は、家族の中で固定された業務になっているため、業務の分散化のため家族内で分担していき安定的な経営を目指します。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、将来的にセンブリ、トウモロコシの作業で人手不足が懸念されるため、シルバー人材センターを活用し人手の確保に努めていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、水田の畦の草刈りが負担になってきているため自走草刈機を確保します。経営の構成は、雇用者は記載のとおりとなります。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、自走草刈機、2トンダンプを確保していく予定です。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。〇〇番地です。営農類型は複合経営で稲作と露地野菜となり目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は、現状〇〇人、目標は〇〇人のため、それぞれ年間所得は現状、〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は現状、〇〇時間で目標は〇〇時間となります。生産については、キャベツ、レタス、水稻などを栽培しています。目標に向けて、キャベツ、トウモロコシの生産を増やしていく予定です。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業については、特にありません。(3) 農用地及び農業生産施設については、現状、〇〇アールで目標に向けて〇〇アールに増やしていきます。イ農業生産施設は、ビニールハウスを〇〇棟所有しており、目標も同様となります。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、キャベツとトウモロコシの除草、中耕作業に時間がかかっています。乗用管理機を導入して作業の効率化を図り時間の削減につなげていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、キャベツとレタスは契約栽培になっています。将来的に生産量を増やすとともに単価を上げることで売上を増やしていきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、家族経営のため将来を見据え家族以外の労働力を確保していきます。就業規則等を整備するとともにハローワーク等を活用し正社員を確保していきます。経営の構成は記載のとおりとなります。雇用者は、生産量が増えていくため目標に向け正社員、臨時雇用者〇〇人確保していきます。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、乗用管理機を確保していく予定です。

議長（会長） ありがとうございます。1番から3番までが田中委員ですが、1番からお願いします。時間等の関係もありますので、皆さんわかりやすく簡単にご説明をお願いします。

田中委員 1番の〇〇ですが、住所は〇〇で酪農経営をしています。〇〇から引き継いで現在も〇〇頭ほど搾乳牛を飼育しています。以前は〇〇で〇〇件ほどの酪農農家でしたが、高齢化、離農で、現在は〇〇だけになっている状況です。これを見ますと労働時間も相当長い状況であり、月〇〇回ほど酪農ヘルパー等を利用しているようですが、体調に気をつけて頑張ってやっていただきたいと思います。

2番の〇〇ですが、本社は〇〇にあります。〇〇事業所は〇〇の一番奥のところに農場があり、代表は〇〇です。〇〇を引き継ぐ前は、〇〇として勤務をしていましたが、〇〇年頃〇〇が〇〇の土地を購入し、また牛も〇〇頭を購入したことがきっかけで現在に至っています。〇〇は安心、安全でおいしい信州牛を育成するために、飼料などトレーサビリティを徹底しまして、牛の健康第一にいる優良な肥育牛を育てております。〇〇年には長野県の畜産共進会におきまして、農林水産大臣賞を受賞していて、その他に、賞は数多く受賞をしている状況です。また、循環型農業への取組みも積極的に行っていますし、堆肥関係についても〇〇ということで〇〇にも置いてありますが、生産販売等も積極的に行っています。また地域の農業者への支援も行っていて、引き続き地域のために頑張りたいと思います。

3番の〇〇です。〇〇も〇〇として〇〇年ほど勤務して、〇〇年に勤めを辞め、家族で〇〇に移住をしてきました。〇〇年間新規就農者としてしっかり勉強をして、現在は、生食ブドウ〇〇アール、リンゴ、水稻栽培、合計〇〇町歩ほどを栽培している状況です。今後、自宅周辺の農地を取得し、ブドウの新植等をする予定だそうです。将来的にはイチゴハウスを建設して多角経営を図っていきたいということです。現在、〇〇は〇〇をやっています。これからも地域農業の振興に尽力をしていただきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは1番から3番まで一括して補足説明いただきました。1番からご質問ご意見のある方は、発言していただくということと、あくまでも意見聴取ですのでよろしくお願いします。1番からお願いします。よろしいですか。それでは2番の〇〇ですが、よろしいですか。

柳澤委員 市町村をまたいで認定農業者になる時は、どちらかの市町村に出せばいいのですか。それとも〇〇の方にも出して、〇〇と両方に出さなければいけないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（会長） 認定農業者の位置付けについて、事務局から説明させていただきます。

事務局 認定農業者が、市をまたいで認定を受けたいという場合は、県が広域認定ということを勧めています。例えば、上田市と東御市で受けたいという場合、上田農業農村支援センターが認定審査会を開く代わりに、支援センターが受け付けていただいて認定をするという広域認定という方法があります。ただ、〇〇の場合は、広域認定を受けずに、それぞれの市町村で受けるという選択をしています。

議長（会長） ただいまの説明でよろしいですか。

柳澤委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、4番の〇〇につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 よろしく申し上げます。〇〇は〇〇にお住まいの方ですが、数少ない〇〇を作られています。以前、話がありましたが、〇〇の生産組合が〇〇からの切り離しなどがあり、先日、聞きましたら〇〇に関しては、5ヵ年計画では巻き付けは見送りということです。現在、植え付けてある〇〇が3年位を目途で取れますが、それ以降はやらない方向でいるということです。その分余力がある程度出れば、主力の水稻の作付規模拡大に回すのではないかと思います。概ね作付面積等、現状維持ぐらいで進めたいというようなお話を聞いています。

議長（会長） ありがとうございます。4番の〇〇につきまして、ご質問ご意見のある方はお願いします。

小野澤委員 〇〇を辞めていく理由を教えてください。

小宮山委員 生産組合の問題もありますが、〇〇を造って、巻き付けをして5年サイクルでやっても、結構、病気の影響を受けて不安定というような要素があります。上小管内の周辺で〇〇件位生産者がいるという現状

です。どうしても、いろんな要素がかみ合って、5ヵ年計画には入れないということです。単価的には横ばいではありますが、その他の整備にも、同じようなことが言えると思います。新規でやられる方は非常に少ないです。

議長（会長） ありがとうございます。小野澤委員、よろしいですか。

小野澤委員 はい。

議長（会長） 他によろしいですか。それでは5番の〇〇につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 お願いします。〇〇は、〇〇から〇〇にかけて〇〇町歩〇〇反、目標は〇〇町歩ということで非常に大きな経営をされています。〇〇と〇〇がやっていたことを、〇〇と〇〇の若夫婦が受け継いでやっています。春のアスパラのビニールハウスから始まって、レタス、キャベツ、トウモロコシと非常に効率よく、かつ、私が見ていてもうらやましいほど高度な技術で草一本生やさず、〇〇と〇〇の今までの積み重ねでほとんど荒らすことなくやっています。そのための機械等もうまく整備されていて、非常に効率よくやられていると思います。まだまだ若いですし、〇〇と〇〇は引退されるようですが、従業員を確保するというようなことで、地域の核となる担い手としてこれからも頑張っていたきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。地区の模範の就農者という感じですね。拡大してやられている方は、経営者の感覚が必要じゃないかと私は思います。今回の農家の皆さんは、経営的にもかなり良い方向の中で進んでいるのではないかと感じました。他によろしいですか。ないようですので、第3回農業経営改善計画認定関係の意見聴取については終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案件終了とさせていただきます。
ありがとうございます。

議事録署名人 _____
(※直筆をお願いします)

